



# 埼玉県報

第 3006 号  
平成 30 年(2018 年)  
5 月 29 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（消費生活課）

### 告示

- 県庁 LAN システム構成機器賃借及び運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 高等学校用超短焦点プロジェクターに関する入札公告（入札課）
- 埼玉県水質環境情報システム再開業務委託に関する入札公告（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 嵐山南部土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 保安林の指定の解除(森づくり課)
- 県営土地改良事業熊谷中央地区(区画整理事業)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示(政策調査課)
- 「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告(政策調査課)
- 一般国道 140 号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道次木杉戸線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道次木杉戸線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 埼玉県建築基準法施行条例第 56 条の 3 第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額(経営管理課)

## 正誤

- 埼玉県川越県土整備事務所長告示第 7 号中訂正(川越県土整備事務所)
- 埼玉県川越県土整備事務所長告示第 8 号中訂正(川越県土整備事務所)
- 埼玉県川越県土整備事務所長告示第 9 号中訂正(川越県土整備事務所)

## 規 則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十八号

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「証符」の次に「ク」を加え、「（8）」を「（6）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年六月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県庁LANシステム構成機器賃借及び運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー  
シスコシステムズキャピタル株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウン・タワー
- 5 契約金額  
118,754,894円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 募集種目

自衛官候補生

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

平成三十年六月四日（月）から平成三十年七月十三日（金）まで

#### 五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年八月下旬から九月下旬、平成三十年十月中旬から十二月上旬又は平成三十一年三月下旬から四月上旬

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年七月二十一日（土）

平成三十年七月二十二日（日）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

#### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階）電話〇四八―八三一―六〇四（三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

# 告示

## 埼玉県告示第六百五号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

熊谷市	平成二十八年度	地籍図十七枚	吉岡五地区（楊	平成三十年五
	平成二十九年度	地籍簿一冊	井の一部）	月二十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高等学校用超短焦点プロジェクター 812セット

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成31年2月28日（木）

### (4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 茂木 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月20日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月20日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成30年7月20日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年7月6日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Ultra Short-Focus Projector for High School, 812 sets

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, July 20, 2018

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, July 19, 2018

In Person: 10:00 am, Friday, July 20, 2018

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県水質環境情報システム再開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月22日（金）まで

### (4) 履行場所

埼玉県環境部水環境課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成20年4月1日以降に都道府県又は市（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第10条に規定する市に限る。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又はこれに類似する法令に

基づく届出の受理、立入検査等の業務のデータ管理及び支援を目的としたシステム開発業務に係るものに限る。)を締結し、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県環境部水環境課水環境担当 福島 電話048-830-3081(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月9日(月)午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月9日(月)午後2時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月9日(月)午後2時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県環境部水環境課 平成30年7月9日(月)午後2時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月26日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Redevelopment of the Water Quality Environmental Information System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 2:00 p.m., July 9, 2018

By registered mail or in person: 2:00 p.m., July 9, 2018

(3) Contact Information:

Water Environment Division, Department of Environment,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3081

# 告示

## 埼玉県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
つちだクリニック	土田 イク	春日部市一ノ割一七二六	平成三十年 四月一日
かすかべ整形	医療法人社団 鷺明会	春日部市粕壁東二一一一三 五 新井ビル一階	平成三十年 四月一日
さくらファミリークリニック	武市 好雄	八潮市大瀬一―三―一三	平成三十年 四月一日
さくらクリニック	高橋 幸成	上尾市上尾村五四二―一	平成三十年 四月一日
医療法人社団 白報 会 みさと在宅診療 所	医療法人社団 白報会	三郷市三郷二―一―一五 グリーンパーク三郷九〇一	平成三十年 五月一日
医療法人社団 敬天 会 北戸田駅前クリ ニック	医療法人社団 敬天会	戸田市下笹目字谷口一―一六 ―三 プリムヴェールE北戸 田二・三F	平成三十年 四月一日
T―FRONT E 消 化器内科・外科クリニ ック	杉浦 功一	戸田市新曾六六二 T―FR ONT E三階	平成三十年 四月一日

医療法人 さくら 北朝霞駅前クリニッ ク	医療法人 さくら くら	さ朝霞市西原一―三―三一 タウン・ピア西原二F	平成三十年 四月一日
和光のそらクリニッ ク	市川 亮	和光市新倉一―一三―一五 志幸六一MONSANA一〇三 号室	平成三十年 五月一日
杏クリニツク	医療法人 あ んず会	狭山市祇園二五―一 第一 はまビル三階	平成三十年 四月一日
医療法人 さくら 鶴瀬腎クリニツク	医療法人 さ くら	富士見市鶴馬三五二三一― 一	平成三十年 四月一日
医療法人社団 正奨 会 上福岡駅前アイ クリニツク	医療法人社団 正奨会	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディアカルセンター上福岡二 階C号室	平成三十年 二月一日
西山整形外科リウマ チクリニツク	西山 秀木	熊谷市筑波三―二〇二 四 階	平成三十年 五月一日
高木医院	高木 啓	深谷市仲町一七―二二	平成三十年 三月二十四日
水村医院	水村 賢司	日高市原宿二一六―一	平成三十年 四月一日
とおやま歯科クリニ ツク	遠山 拓	春日部市米島一―八六―三 三	平成三十年 四月一日
戸田おとなこども歯 科	医療法人社団 大志	戸田市新曾八〇五―一 一F	平成三十年 五月一日
本庄さくら歯科クリ ニツク	赤嶺 優一	本庄市朝日町三―七―三八	平成三十年 五月一日
吉川美南デンタルク リニツク	市川 優	吉川市美南三―二三一― イオンタウン吉川美南一七街 区一〇九	平成三十年 四月一日
セキ薬局 春日部西 口店	株式会社 セキ薬品	春日部市中央一―五三―一 八	平成三十年 五月一日

すばる薬局 すずの き病院前店	すばる薬局株式会社	久喜市北青柳一四九〇―八	平成三十年 五月一日
ファミリー薬局	株式会社 メデイカル 八光	志木市中宗岡三―一―五	平成三十年 四月一日
サト薬局 狭山店	株式会社 ダック アサ	狭山市入間川二―五―七	平成三十年 五月一日
カナリア薬局	株式会社 ルマシア ファ	行田市長野一―二九―一五	平成三十年 四月一日
行田駅前薬局	株式会社 鈴木 薬局	行田市老里山町一八―六	平成三十年 四月一日
あすなる薬局 東台 店	株式会社 アメイカル キユ	本庄市東台四―八―二七	平成三十年 四月一日
あすなる薬局 けや 木店	株式会社 アメイカル キユ	本庄市けや木一―五―三	平成三十年 四月一日
あすなる薬局 けや 木南店	株式会社 アメイカル キユ	本庄市けや木一―八―三	平成三十年 四月一日
ウエルシア薬局 本 庄児玉南店	株式会社 ウエルシア薬局	本庄市児玉町児玉三〇八―三	平成三十年 五月一日
のがみ薬局	庭野 和仁	秩父郡長瀨町本野上一〇一―一― 八	平成三十年 四月一日
わかば薬局 新座店	株式会社 アイ アイファーマシ	新座市馬場一―四―一七	平成三十年 四月一日
エース薬局坂戸調剤 センター	株式会社 エイ ケイ	坂戸市日の出町五―三〇	平成三十年 五月一日

独立行政法人国立病院 機構 東埼玉病院 訪 問看護ステーション 雅楽谷の森	国立病院機構	蓮田市黒浜四一四七	平成三十年 三月一日
らいふ訪問看護リハビ リステーション	株式会社 健幸 創	桶川市北二一三二一 ハイデンス桶川Ⅱ一〇六号 室	平成三十年 四月一日
介護美人訪問看護リハ ピリステーション	介護美人有限会 社	所沢市弥生町二八六七 一五	平成三十年 四月一日
訪問看護ステーション えん	特定非営利活動 法人 あおい糸	入間郡三芳町藤久保三〇 九一三 アークメゾン 〇一号室	平成三十年 四月一日
カナオ訪問看護リハビ リステーション鶴ヶ島 オ	株式会社 カナ オ	鶴ヶ島市上広谷四三八 一〇	平成三十年 四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
多田 昌悟		ふじみ整骨院	東京都文京区関口一 一一一	平成三十年 四月一日
迫 真也		本庄見福整骨院	本庄市見福五―六九一	平成三十年 四月一日
竹内 義隆		竹内整骨院・竹内鍼灸 院	春日部市一ノ割二―一 ―四八	平成三十年 四月一日
佐々木 稔		佐々木整骨院・佐々木 鍼灸マッサージ院	新座市野火止四―一 一五―八〇九	平成三十年 五月一日
小川 女久美		小川鍼灸治療院	比企郡吉見町田甲五四 七―一	平成三十年 五月一日

橋本 光弘	今田 亨	藤原 夏博	齊藤 康隆
院 草加北店	からだ元気治療 院 草加北店	ライドック株式 会社 KEI ROW 和光中 央ステーション	イェクルマッサ ーシ
一	草加市旭町四一七 四一B一〇	和光市本町五 一六柳瀬ビル三 F	東京都練馬区南 大泉四一五三一 一〇 都屋ハウス 七〇一
四月一日	平成三十年	五月一日	平成三十年
			訪問指圧ゆたか
			富士見市東大久 保七七八一三
			五月一日
			平成三十年

# 告示

## 埼玉県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 清仁会 蕨スマイルクリニック	名称	蕨第一皮フ科	医療法人 清仁会 蕨スマイルクリニック
おおた歯科クリニック	所在地	蓮田市黒浜一六三七―一	蓮田市藤ノ木一―二一 タウンコート蓮田一〇
プラチナ薬局 北上尾店	開設者	株式会社 リバーサルWEST	株式会社エアリーファーマシー
共創未来 桶川薬局	名称	桶川ロイヤル薬局	共創未来 桶川薬局
共創未来 北本薬局	名称	わかば薬局北本店	共創未来 北本薬局
共創未来 上里薬局	名称	上里調剤薬局	共創未来 上里薬局

二 指定施術機関

明石 峻平	氏名	施術所所在地	変更事項
一―三F	変更前	所沢市東所沢一―三一	
小島	変更後	さいたま市緑区大間木 一五八六―一	カーサ

# 告示

## 埼玉県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
清水クリニク	春日部市一ノ割一七二六	平成三十年 四月一日
上福岡駅前アイクリニク	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディカルセンター上福岡二階C号室	平成三十年 一月三十一日
鶴瀬腎クリニク	富士見市鶴馬三五二三―一	平成三十年 三月三十一日
かすかべ整形	春日部市粕壁東二―一―三五	平成三十年 三月三十一日
木 恵愛生殖医療クリニク志	新座市東北二―三四―一五 ホワイトハイツ小峰二階	平成二十九年 十二月三十一日
北朝霞駅前クリニク	朝霞市西原一―三―三 タウンピア二F	平成三十年 三月三十一日
あんず訪問診療クリニク	狭山市入間川一―七―二 シティパル狭山二〇二号室	平成三十年 三月三十一日
武井医院	羽生市中央二―八―一	平成三十年 三月二十日

水村医院	医療法人 明啓会 高木医院	日高市原宿二一六―一	平成三十年 三月三十一日
医療法人社団 明和会 おぶすま第二診療所	大里郡寄居町牟礼六七二	平成二十八年 六月二十三日	
畑内科歯科医院	上尾市須ヶ谷三―四一	平成三十年 三月三十一日	
鈴木薬局	新座市西堀二―三―二五	平成三十年 三月六日	
あけぼの薬局	入間市宮寺三一九五―九	平成三十年 三月三十一日	
みどり薬局	上尾市須ヶ谷三―三九―二	平成三十年 三月三十一日	
ファミリー薬局	志木市中宗岡三―一―五	平成三十年 三月三十一日	
あすなる薬局 東台店	本庄市東台四―八―二七	平成三十年 三月三十一日	
あすなる薬局 けや木店	本庄市けや木一―五―三	平成三十年 三月三十一日	
あすなる薬局 けや木南店	本庄市けや木一―八―三	平成三十年 三月三十一日	
しらゆり薬局 下藤沢店	入間市下藤沢三五―一―一	平成三十年 三月三十一日	
行田駅前薬局	行田市壱里山町一八―六	平成三十年 三月三十一日	

のがみ薬局	秩父郡長瀨町本野上一〇二一―八	平成三十年 三月三十一日
くりはら薬局	鴻巣市逆川二―二―二三	平成三十年 三月三十一日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所在地	休止年月日
医療法人 うえむらクリニ ック	所沢市御幸町五―一五 ライ フハウス所沢サガミビルーF	平成三十年四月一八日
ノエル薬局	蓮田市井沼九八八―三	平成三十年五月一日

## 告示

### 埼玉県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	再開年月日
ノエル薬局	蓮田市井沼九八八―三	平成三十年四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
太田薬局	狭山市 北入曾 四九〇―四	株式会社 アレイ	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十年 五月一日
愛の家 グループホーム 熊谷石原	熊谷市石原 一六九六― 六	メディカル・ ケア・ サービス 株式会社	認知症対応型 共同生活介護 介護予防 認知症対応型 共同生活介護	平成三十年 一月一日
蓮見歯科医院	蓮田市東 五―九―八 いずみや ビル四階	医療法人社団 泉見会	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十九年 十一月一日

# 告示

## 埼玉県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	共創未来 南栗橋薬局	変更前	みどり薬局 栗橋店	変更後	共創未来 南栗橋薬局	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
変更事項	事業所 名称	変更前	みどり薬局 栗橋店	変更後	共創未来 南栗橋薬局	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
事業者 所在地	東京都台東区 東上野 三―三六―七 Mビル 三階	変更前	みどり薬局 栗橋店	変更後	共創未来 南栗橋薬局	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
事業者 所在地	東京都台東区 東上野 三―三六―七 Mビル 三階	変更前	みどり薬局 栗橋店	変更後	共創未来 南栗橋薬局	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
事業者 所在地	東京都台東区 東上野 三―三六―七 Mビル 三階	変更前	みどり薬局 栗橋店	変更後	共創未来 南栗橋薬局	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導

# 告示

## 埼玉県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	ノエル薬局	
所在地	蓮田市井沼九八八―三	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導
休止年月日	平成三十年 五月一日	

# 告示

## 埼玉県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医療法人社団 明和会 おぶすま第二診療所				地域包括支援 センター かすみがおか	名称
大里郡寄居町牟礼 六七二				ふじみ野市霞ヶ丘 一―五―一	所在地
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	介護予防支援	サービスの種類
平成二十八年 六月二十三日				平成三十年 三月三十一日	廃止年月日



同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
山下洋一郎	岩澤利之	長島邦夫	吉野義雄	中村輝夫	長嶋常雄	金井茂	内田かく	小峰茂富	長島純夫	川島康男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大蔵千十七番地	鎌形二千七百四十五番地	鎌形千二百二十九番地	鎌形二千四百四十番地	鎌形千九百四十二番地	鎌形千三百十番地二	大蔵五百四十二番地	鎌形二千七百八十四番地一	鎌形二千百十一番地十	鎌形千七百三十五番地	大蔵四十番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間市大字新光五三〇の四、五三〇の五
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の換地計画を平成三十年五月二十二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成三十年五月二十九日から

平成三十年六月二十六日まで

#### 二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―七―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市大字宮沢字滝沢二十三番三号外六十三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九十二・八五七方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―八―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市上藤沢字下原四百八十一―外十三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百六十六・五六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―十五―三号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字下ノ堂境二千八十七―一他五筆、同所字八幡郷二千九十一―二他十九筆、同所字三田三千五百二十五―二、同所字下ノ堂境地内道路、同所字三田地内道路

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百九十立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―五―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字南荻島字出津三千二百五十番一 外 二十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百四十一・〇〇立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―二〇―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市鷲宮字三ノ輪五百六十五番 他 六十四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百六・一五立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額  
120,075,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託 2, 213, 000部×3回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札書には、8ページ物（1回）1部当たりの単価及び4ページ物（2回）1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 船橋 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成30年7月9日（月）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成30年7月6日（金）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$（入札書に記載する金額（8ページ物1部当たりの単価） \times 2,213,000部 \times 1回 + 入札書に記載する金額（4ページ物1部当たりの単価） \times 2,213,000部 \times 2回） \times 1.08 \times 0.05$$

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$（契約単価（8ページ物1部当たりの単価） \times 2,213,000部 \times 1回 + 契約単価（4ページ物1部当たりの単価） \times 2,213,000部 \times 2回） \times 1.08 \times 0.1$$

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成30年 6 月 26日（火）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年 6 月 5 日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “Saitama Prefectural Assembly News” 2, 213, 000 copies three times per year
- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m., July 9, 2018(tender submitted by mail

5:00 p.m., July 6, 2018)

- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6257

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで	秩父市大滝字檜平一七九八番五地先から同市大滝字枋本カツ畑三四三四番三地先まで	秩父市大滝字麻生梅三久保三七九〇番三地先から同市大滝字枋本岩下五六八四番三地先まで	先まで	秩父市大滝字檜平一七九八番五地先から同市大滝字枋本カツ畑三四三四番九地先まで	区 間
七・八一〇 三九五・〇〇		四・三三〇 五〇・六九	四・一五〇 六一・一〇		敷地の幅員 (メートル)
一〇二九四・八〇		五六二五・八四	一〇九一四・八〇		延 長 (メートル)
旧Bは、秩父市に引き継ぐ。					備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 次木杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 地先から同郡同町大字並塚一六八番 北葛飾郡杉戸町大字並塚一六八番		区  間
九・九六 九・九六	七・六五 九・九六	敷地の幅員 (メートル)
一六・八〇		延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>次木杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字並塚一六八番地 先から同郡同町大字並塚一六八番地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年五月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年五月二十九日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一六・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第秩一 号
指定に係る 道路の種類	埼玉県建築基 準法施行条例 第五十六条の 三第一項第五 号
指定の年月日	平成三十年五月 二十二日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡長瀨町大字中野上字竹ノ内三百六 十七番一、三百六十七番七、三百六十七番八、 三百六十八番五、三百六十八番七、三百六十八 番五地先国有道路敷
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	四十二・二九メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メー トル

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第5号の項中「第五号」を「第六号」に、

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき 一、八一五、四八〇円
----------------------------	------------------

を

リスク低減卵巣卵管切除術の料金	医科診療報酬点数表に準じて得た額
-----------------	------------------

に、

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三十八号に掲げる術前のS—1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツマブ静脈内投与の併用療法の料金	一回につき 二六、八三〇円
---	---------------

を

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働	一回につき 二六、八三〇円
---	---------------

<p>大臣告示第百二十九号) 第三 第二十六号に掲げる術前のS ―1内服投与、シスプラチン 静脈投与及びトラスツマ ブ静脈内投与の併用療法の料 金</p>	
<p>厚生労働大臣の定める先進医 療及び患者申出療養並びに施 設基準(平成二十年厚生労働 大臣告示第百二十九号)第三 第五十三号に掲げる術後のカ ペシタビン内服投与及びオキ サリプラチン静脈内投与の併 用療法の料金</p>	<p>一回につき  三二、〇〇〇円</p>

に改める。

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号（平成三十年四月十七日第二千九百九十  
四号）中訂正

ページ 行

一 六行目

誤  
大島利彦

正  
磯田和彦

# 正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号（平成三十年四月二十七日第二千九百九十六号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

所沢市御幸町四九四番二から同市東町四四一番四地先まで

正

所沢市御幸町四九四番二地先から同市東町四四一番四地先まで

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号（平成三十年四月二十七日第二千九百九十六号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

所沢市東町七七番一から同市東町四九五番一地先まで

正

所沢市東町七七番一地先から同市東町四九五番一地先まで